

二 体質昇進方法修正条件

の範圍に應じ従事者の淘汰を行はざる限り事限不修已の分の
のみならず 現に支給したる債員又歩歩増歳大原日給の一割乃
五割の多額に達し之のみに多少の変動ありとすも概して生活も
窮乏を來す 各債員等と交渉あり得ず 尤も各種作業に從事す
者にして常に債員又は歩歩増歳に附するに 後事するものと
是等の加給を以て債員等と交渉あり得ず 後事するものと
一層に短促を生ずるものありか 如くならしめて 將來債員の困
窮を免れ得るに 此の債員等も 命命を重んじて 敢て之に
就ては現物の共済制度に 遵守する命命を重んじて 敢て之に
但し 命命の困難を得るに 於ては 要請の如く 修正するに 具存あり
二 体質昇進方法修正条件

三 非劣者最低賃金利率の件

最低賃金利率の設法は 同に 其の必要を認め 現に各課 初任給の統
一等に關し 考慮して 其の必要を認め 現に各課 初任給の統
立すべし 但し 現行法は 要請の如く 修正するに 具存あり
し 雖も且 降進の 令は 多きに 失すと 認めらるるに 於て 他方債員を
念的に 公正なる 決案を 為さんとす

各部共通

一 木之場従事員に對し 作業之具貸与の件
木之場具は 一般之場に 於て 自弁するを 例とし 殊に 各自 平性
たる 道具の 使用を 認するに 在るを 以て 一切の 貸与を 為す
ル 但し 即ち 其の 償還あり 且 此の 現に 銀貨 金 雜費の 貸
與を 為せるを 以て 貸与を 念的に 貸与あり 増加するに 關し
相慮を 為すべし

二 現在貸與せる作業服を年三回に改むる件

一般に 年三回以上 貸与の 必要を 認め 且 殊に 履服を 改むる者
其の 他 各種の 作業に 従事する者 に 對して 是を 念用 考慮すべし